平成３０年（フ）第１８号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目24番８号　ルナハイツ205
債務者　工藤恵理香（旧姓竿）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3743番地１　エルサ・ラクシナ平佐102
債務者　児島　希望
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１４０１号
東京都葛飾区金町３丁目７―17　光ハイツⅠ202
債務者　浅香　順一
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４１８号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　村越　孝久
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４２１号
東京都世田谷区桜１丁目31―８―203
債務者　田村　恵美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４３８号
東京都中野区中野５丁目23―２―104
債務者　願成寺　豊
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４４２号
東京都江東区亀戸９丁目23―10―804
債務者　木下聡こと　馬　　達至
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４５９号
東京都台東区台東１丁目37―８―601
債務者　小澤　美沙
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４６１号
東京都江戸川区上一色２丁目13―19
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４６２号
東京都多摩市落合１丁目22―５―206
債務者　柿崎　　透
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４７２号
東京都練馬区上石神井４丁目５―25―202
債務者　星野真里奈（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４７４号
東京都国分寺市泉町２丁目７―２―1002　泉町二丁目アパート
債務者　西尾　仁子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４７５号
東京都品川区南大井６丁目27―20―901
債務者　ランガマン　ジーナ　レコノーセ
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４７７号
東京都荒川区東尾久２丁目22―４　高尾荘
債務者　吉岡義次郎
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４８０号
東京都世田谷区奥沢６丁目31―18―303
債務者　石原　泰智
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部